

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	復興産業集積区域における機械及び装置の即時償却の適用期限の延長 (国税：1)(法人税：義)(所得税：外) (地方税：2)(法人住民税：義、法人事業税：義)(個人事業税：外)
2	要望の内容	○ 復興産業集積区域における機械及び装置の即時償却の適用期限の延長を要望する。 現行制度は、平成26年3月31日までが即時償却の適用期限となっており、その後平成28年3月31日までは、50%の特別償却となっている。 この即時償却の適用期限を、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年間延長する。
3	担当部局	復興特区班
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度 創設 改正経緯 なし
6	適用又は延長期間	延長期間 2年間(平成26年4月1日から平成28年3月31日)
7	必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 被災地においては、暮らしの再生に不可欠な雇用機会の確保は未だ十分とは言えないことから、雇用機会の確保に資する事業用設備の投資を促進する。  《政策目的の根拠》 ○ 東日本大震災復興基本法 第2条 東日本大震災からの復興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。 五 次に掲げる施策が推進されるべきこと。 ロ 被災地域における雇用機会の創出と持続可能で活力ある社会経済の再生を図るための施策 ○ 東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日、東日本大震災復興対策本部) 1 基本的考え方 (vi) 震災等で大きく疲弊した東北地方の地域経済を再生するため、この基本方針に規定する取組みを実施するとともに、東北の新時代を実現すべく新たな投資や企業の進出を力強く支援する。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	復興庁政策評価体系 施策(1) 復興特区制度に係る施策の推進

		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 復興産業集積区域において設備投資を行う事業者の増加															
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 復興産業集積区域においてなされた法第 37 条に基づく指定の件数															
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 復興産業集積区域において、設備投資が促進されることにより、被災者の雇用機会の確保に資することができる。															
8	有効性等	① 適用数等	<p>&lt;実績&gt; 復興特区法第 37 条に基づき指定を受けた件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人</th> <th>個人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>8 4 4 件</td> <td>1 9 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;見込&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人</th> <th>個人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>2 7 3 件</td> <td>9 件</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>2 1 8 件</td> <td>7 件</td> </tr> </tbody> </table>		法人	個人	平成 24 年度	8 4 4 件	1 9 件		法人	個人	平成 26 年度	2 7 3 件	9 件	平成 27 年度	2 1 8 件	7 件
			法人	個人														
		平成 24 年度	8 4 4 件	1 9 件														
	法人	個人																
平成 26 年度	2 7 3 件	9 件																
平成 27 年度	2 1 8 件	7 件																
② 減収額	<p>&lt;過去の実績&gt; 平成 24 年度…租特透明化法の適用対象外のため、把握していない。</p> <p>&lt;将来の推計&gt; (単位:百万円)</p> <p>平成 26 年度</p> <p>  国税 ▲ 3,033</p> <p>  地方税 ▲ 1,523</p> <p>平成 27 年度</p> <p>  国税 ▲ 2,407</p> <p>  地方税 ▲ 1,209</p>																	
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 27 年度)</p> <p>即時償却の適用期限が2年間延長されることにより、平成 26 年度以降において、事業者による設備投資の意欲を増やし、復興産業集積区域における雇用機会の確保に資する事業用設備の投資の促進に大きく寄与する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成平成 24 年度～平成 27 年度)</p> <p>平成 24 年度に復興産業集積区域において、特区法第 37 条の指定を受けた事業所は、8①のとおり、法人 844 件、個人 19 件である。</p> <p>即時償却の期限を2年間延長することにより、今後事業を再開する事業者や新規に進出する事業者による設備投資の促進が図られることにより、平成 26 年度には約 280 件、平成 27 年度には約 230 件の指定を見込んでいる。</p>																	

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 26 年度～平成 27 年度)</p> <p>延長が認められず特別償却の割合が 50%になると、復興産業集積区域への設備投資の意欲が落ち、法第 37 条に基づく指定件数が予測を下回り設備投資も落ち込み、ひいては政策目的である雇用機会の確保へ与える効果も減少することとなる。</p>
			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 24 年～平成 27 年)</p> <p>本措置は、復興産業集積区域において設備投資を促進することにより、被災地における雇用機会の確保を目的としており、雇用機会の確保を通じて、産業の復興、税収の増加等につながる効果が見込まれる。</p> <p>そもそも即時償却は、減価償却の前倒しによる資金繰り支援を図るものであり、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではない。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>即時償却は、減価償却の前倒しによる資金繰り支援を図るものであることから、被災地における設備投資を促進する政策目的達成手段としての確かつ有効であり、また、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことから、課税公平の原則に照らしても必要最小限である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>例えば、復興庁において利子補給制度、経済産業省において津波原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金等、各府省において様々な支援制度が用意されている。</p> <p>東日本大震災においては、広範囲に渡り甚大な被害が発生しており、暮らしの再生に不可欠な雇用機会の確保は未だ十分とは言えないことから、多様な事業者に対して複合的に組み合わせて利用できる支援措置を提供することにより、事業者の設備投資を促す必要がある。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>被災地方公共団体においては、復興産業集積区域への設備投資の増加を通じて、雇用機会の確保につながる効果がある。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—